

## 答 申

### 第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

地方独立行政法人山口県立病院機構理事長（以下「実施機関」という。）が令和4年(2022年)7月22日付け令4山病こ第140号及び令和4年(2022年)7月22日付け令4山病こ第141号で行った個人情報の非訂正決定（以下「本件各処分」という。）は、妥当である。

なお、本件各処分に対する審査請求に係る諮問は、令和4年12月8日付け令4山病本第174号及び令和4年12月8日付け令4山病本第175号の2件であるが、同種の訂正請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であるため、これら2件を併合して審査した。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 個人情報の訂正請求

審査請求人は、別表の「請求日」欄に掲げる各日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第22条第1項の規定により、同表の「請求番号」欄に掲げる訂正請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の処分

実施機関は、本件各請求に係る個人情報（以下「本件対象各個人情報」という。）は、別表の「処分通知日及び処分内容」欄に掲げる各日付けにおいて、別表の「処分の理由」欄により本件各処分を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、別表の「審査請求日」に掲げる各日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 請求①（別表「請求番号」欄）

（省略）

##### (2) 請求②（別表「請求番号」欄）

（省略）

### 第4 実施機関の説明要旨

1 請求①に係る本件対象各個人情報について  
(省略)

2 請求②に係る本件対象各個人情報について  
(省略)

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象各個人情報について

本件各請求の対象となった個人情報は、実施機関の保有する公文書に記載されている審査請求人の個人情報であるが、審査請求人が訂正請求の対象としているのは本件公文書に記載されている以下の個人情報であり、審査請求人が本件対象各個人情報の開示請求を行い、実施機関が部分開示決定を行ったものである。

① 審査請求人の〇〇から看護師が聴取した内容を記載した相談記録であって、医療従事者が作成したもの。

② 保健所職員から医師が聴取した内容を記載した相談記録。

これら①及び②については、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第4項に規定する「公文書」に該当する。

### 2 条例第21条第1項について

条例第21条第1項は、「何人も、公文書に記録されている自己の個人情報（開示決定に基づき開示を受けたものに限る。…（中略）…）が事実と合致していないと認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる」としている。

これは、何人も、公文書に記録されている自己の個人情報が事実と合致していないと認めるときは、その訂正を権利として請求できることを明らかにしたものである。

ここで、「事実」とは、住所、氏名、年齢、生年月日、学歴等の客観的な正誤の判定になじむ事項をいい、「合致していない」とは、個人情報を取り扱う事務の目的及び内容等並びに当該事務で取り扱う個人情報の内容及び性質等からみて、事実とされるべき個人情報と実際に記録されている個人情報とが合致していないことをいい、「訂正（追加又は削除を含む。）」とは、事実でない個人情報の内容を事実と合致させることをいい、事実と合致していない個人情報の内容を事実と合致するよう修正することのほか、内容が不十分である場合に不足している情報を加えること（追加）及び事実と合致していない内容を削ること（削除）を含むとされている。

### 3 本件処分の妥当性について

当審査会において本件対象各個人情報を見分したところ、本件各請求は、審査請求人の〇〇から看護師が聴取した内容を記載した相談記録及び保健所職員から措置診察の依頼があった過程で医師が電話で聴取した内容が記載された相談記録について、審査請求人の個人情報の訂正を求めるものであって、条例第21条第1項の「事実」の記載に係る訂正請求であると認められる。

本件各請求の対象となった個人情報は、いずれも医師及び看護師といった医療従事者が、患者の関係者からの患者本人の病状等を聴き取った状況を、そのまま記録とし

て残すことを目的としたものであり、その性質上、作成者の恣意が入り込む余地はなく、正確性が十分担保できる、との実施機関の説明は首肯できる。

審査請求人は山口県警察本部において、証拠に値する個人情報、存在しない旨主張しているが、本件訂正請求に係る情報として関連性が無いとは言えないものの、本件訂正請求部分に事実の誤りがあることを客観的に証明するに足るものとは認められない。

本件について、公文書に記載された本件対象各個人情報を訂正しようとするれば、実施機関が聴き取りを行った者が、当該聴き取り時のやり取りに係る音声データを記録しており、当該音声データを入手した上で正誤を確認する等の手法が考えられるが、今回はそのようなものは存在せず、審査請求人は、条例第22条第2項により、訂正請求の内容が事実と合致することの立証を行っていない。

したがって、訂正請求に理由があるとは認められないことから、条例第23条第1項の規定により、実施機関が非訂正とした決定は妥当である。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり



別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年12月8日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年10月26日	事案の審議を行った。
令和6年2月20日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年2月20日現在)